

事 務 連 絡
平成 23 年 9 月 7 日

社団法人日本福祉用具供給協会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成3年6月厚生省告示第130号）」の別表に掲げる物品の指定について

貴社におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素より障害保健福祉行政にご理解をいただき、誠にありがとうございます。
います。

さて、今般、標記の告示について平成24年4月1日改正を予定しております。
各販売会社あて依頼文書等を送付いたしますので、お手数ですが貴会加盟の事業者
に対して周知方よろしくお願いいたします。

なお、今回申請対象となるのは、告示別表に定める部品（第1項第21号、第21
号の2、第28号の3、第28号の7、第29号、第29号の2、第33号、第33号
の2、第35号及び第36号）に限定していることを申し添えます。

（照会先）

〒100-8916 千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
社会参加支援係 高相・菊池

TEL. 03-5253-1111(内)3006 FAX. 03-3503-1237

事 務 連 絡
平成 2 3 年 9 月 7 日

身体障害者用物品販売会社
販売担当責任者 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成3年6月厚生省告示第130号）」の別表に掲げる物品の指定について

貴社におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素より障害保健福祉行政にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今般、標記の告示別表に掲げられた物品につきまして、対象品目を見直します
ので、標記告示第1項第21号、第21号の2、第28号の3、第28号の7、第29
号、第29号の2、第33号、第33号の2、第35号及び第36号に関し、別表に掲
げる製品について、新規指定、継続指定又は指定解除を希望される場合は、下記事項に
留意し、申請書類を当室あて郵送いただきますようお願いいたします。

なお、今年度は、継続指定製品について、平成22年度指定時の仕様と継続指定時点
の仕様を確認するため、製品仕様比較表の提出を追加しておりますのでご留意下さい。
内容を熟読のうえ申請下さいますよう、お願い申し上げます。

提出期限は平成23年10月11日（火）（当日必着）となっております。期限後
の受付は一切行いませんので予めご了承ください。

また、製品によっては、申請後の11月～12月下旬頃に、製品内容を把握するた
めの個別ヒアリングを行うことも検討しておりますことを申し添えます。

記

1. 提出期限

平成23年10月11日（火）必着

2. 提出先

〒100-8916 千代田区霞ヶ関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

社会参加支援係 高相・菊池

TEL. 03-5253-1111(内)3006 FAX. 03-3503-1237

MAIL. kikuchi-shun@mhlw.go.jp

3. 提出物

(1) 新規指定申請

- ① 新規指定申請書【様式第1号】（1部）
- ② 登記簿謄本（3ヶ月以内に取得したもの。）（1部）
- ③ 指定を希望する製品カタログ（3部）
- ④ 取扱説明書（1部・A4サイズ（コピー可）、ホッチキス止なし）
- ⑤ 指定を希望する製品の内容及び特徴、特性に関する説明資料（1部）
- ⑥ 指定を希望する製品の販売方法、販売経路に関する説明資料（1部）
- ⑦ その他指定を希望する製品の説明資料（1部）

※⑤、⑥、⑦につきましては、できるだけ詳細に記載して下さい。

(2) 継続指定申請

- ① 継続指定申請書【様式第2号】（1部）
- ② 登記簿謄本（販売元の名称・住所に変更がある場合のみ）（1部）
- ③ 指定を希望する製品の申請時点での最新のカタログ（3部）
- ④ 平成22年度指定時と今回申請時の製品仕様比較表（様式任意）（1部）

※平成22年度指定時と変更がない場合は、仕様比較表に、その旨記載すること。

(3) 指定解除申請

- ① 指定解除申請書【様式第3号】（1部）

4. 留意事項

(1) 新規指定申請

- ① 告示改正前に非課税扱いとすることは厳禁です。申請書類の表示価格は税込価格としてください。
- ② 新規指定の申請を行うにあたっては、販売計画及び販売見込み等を精査し、申請後、すぐに指定解除の申請を行うことのないように留意してください。

(2) 継続指定申請

- ① 今年度は、継続申請される製品について、平成22年度指定時の製品内容と現在販売している製品内容に相違がないかを確認します。このため、今年度申請時点の最新のカタログ及び平成22年度指定当時と現在の仕様を比較した表をご提出いただきます。添付がない場合は指定を行うことができませんのでよろしくお願い申し上げます。
- ② 昨年度同様、仕様比較表には、少なくとも以下の事項は記載してください。
 - ・ 基礎項目
製品名、型番、製品指定日、新規指定当時の価格、今回申請時点での価格、幅×奥行×高さ、質量等
 - ・ 製品の機能

- ・ 付属品の名称
- ・ 非課税対象の範囲
- ・ 非課税対象となる付属品の明示

①上記（２）②の審査の結果、当省において「身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能が、本質的な部分において、新規指定当時の申請内容と比較し、差異がある」と判断される場合は、改めて新規申請を行っていただくことになりますのでご了承ください（財務省協議の結果、継続指定になる場合もあります）。

（３）共通事項・その他

- ① 申請書に記載している製品名と、添付されたカタログの製品名に相違がないか確認してください（相違がある場合は、申請書の内容を採用します）。
（よく見受けられる相違の例）
 - ・ 「スペース」、「・」、「ー」の有無
 - ・ 全角、半角の別
- ② 申請書の「製品の分類」欄には、告示に掲載された物品（１０項目）を選択し、記載してください。
（注）告示別表に定める物品
 - ・ 盲人用カセットテープレコーダー
 - ・ 視覚障害者用ポータブルレコーダー
 - ・ 視覚障害者用拡大読書器
 - ・ 視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー
 - ・ 聴覚障害者用屋内信号装置
 - ・ 聴覚障害者用情報受信装置
 - ・ 重度障害者用意思伝達装置
 - ・ 携帯用会話補助装置
 - ・ 福祉電話器
 - ・ 視覚障害者用ワードプロセッサー
- ③ 指定を希望する製品のカタログには、日本語による解説、販売元（本社及び支店の名称、住所及び連絡先）、製品の写真、製品の仕様、付属品の有無、販売価格等必要な情報が掲載されているか確認してください。なお、カタログでは製品の概観がわかりにくい場合は、前後上下の四方向から撮影した写真を添付してください。
- ④ 輸入品の場合、輸入元のみか、あるいは輸入元かつ販売元であるかについてもカタログ等に明記してください。
- ⑤ 提出期限は厳守してください。期限経過後に提出された書類の受付は行いません。申請を行わなければ、自動的に指定を解除することとなりますのでご注意ください。
- ⑥ 申請書につきましては、新規・継続・解除申請書をそれぞれ１部送付いたします。必要に応じてコピー対応をお願いします。また、申請書の電子媒体の送付を希望される場合は、２．提出先のアドレスあてにその旨連絡下さい。

平成23年 月 日

厚生労働大臣 殿

主たる事務所の所在地
申請者（販売元の名称）
代表者氏名

印

（ 担当者氏名（部署）
TEL
FAX
E-mail ）

消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成3年6月厚生省告示第130号）の別表に掲げる物品指定申請書
【新規】

消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品について、標記告示に係る指定（新規）を申請します。

記

1. 製品名（告示掲載表記になるので、カタログ等との整合性がある製品名を記載し、半角・全角の別が分かるよう、正確に記入すること。）
2. 製品の型式、型番等
3. 製品の分類（告示に掲載された物品名を記載すること。）
4. 発売年月日
5. 販売実績（見込み）

平成22年度	台（販売実績）	
平成23年度	台（販売計画）（発売当初から申請日までの実績	台）
平成24年度	台（販売計画）	

6. 申請理由

7. 添付書類

- ・ 新規指定申請書【様式第1号】（1部）
- ・ 登記簿謄本（3ヶ月以内に取得したもの。）（1部）
- ・ 指定を希望する製品カタログ（3部）
- ・ 取扱説明書（1部・A4サイズ（コピー可）、ホッチキス止なし）
- ・ 指定を希望する製品の内容及び特徴、特性に関する説明資料（1部）
- ・ 指定を希望する製品の販売方法、販売経路に関する説明資料（1部）
- ・ その他指定を希望する製品の説明資料（1部）

平成23年 月 日

厚生労働大臣 殿

主たる事務所の所在地
申請者（販売元の名称）
代表者氏名

印

（ 担当者氏名（部署）
TEL
FAX
E-mail ）

消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成3年6月厚生省告示第130号）の別表に掲げる物品指定申請書
【継続】

消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品について、標記告示に係る指定（継続）を申請します。

記

1. 製品名（告示上の標記を掲載すること）
2. 製品の品番、型番、型式等
H22年度指定時：
今回申請時：
3. 製品の分類（告示に掲載された物品名を記載すること）
4. 発売年月日
5. 販売実績（見込み）
平成21年度 台（販売実績）

平成22年度
平成23年度

台（販売実績）
台（販売計画）（発売当初から申請日までの実績 台）

6. 申請理由

7. 添付書類

- ・今回申請時のカタログ（3部）
- ・仕様比較表（平成22年度指定当時と今回申請時の仕様を比較した表・様式任意 ※平成22年度指定時と変更がない場合は、仕様比較表に、その旨記載すること。）
- ・登記簿謄本（販売元（輸入元）の名称・所在地に変更がある場合）

平成23年 月 日

厚生労働大臣 殿

主たる事務所の所在地
申請者（販売元の名称）
代表者氏名
TEL
E-mail

印

消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成3年6月厚生省告示第130号）の別表に掲げる物品指定申請書【解除】

消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品について、下記につきましては、販売終了となりましたので、指定解除について申請します。

記

1. 製品名（括弧書きで品番及び型式番号等を記載すること）
2. 製品の分類（告示に掲載された物品名を記載すること）
3. 販売終了年月日
4. 販売実績（見込み）

平成21年度	台（販売実績）
平成22年度	台（販売実績）
5. 在庫状況の有無、流通の有無について